

ひとり親家庭の学びなおし
を応援しています！

高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業



ひとり親家庭の親および児童がより良い条件での就業や転職につなげ、自立や生活の安定を図ることを目的とし、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格をめざす場合において、受講開始時や受講修了・合格した後に受講費用の一部を支給する事業です。

Q. 対象者となるのは、どんな人ですか？

池田市在住の次のすべての要件を満たす「20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の親とその児童（20歳未満）」が対象となります。

- (1) 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている人
- (2) 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要である人
- (3) 過去にこの給付金を受給していない人

Q. どういった講座が対象になるのですか？

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、市長が適当と認めたものです。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は除きます。

Q. 支給額はいくらになりますか？

- ① 受講開始時給付金 : 本人が支払った費用の40%に相当する額
上限は、通信制の場合 10万円、通学又は通学と通信制の併用の場合 20万円
下限は、ともに4千1円
 - ② 受講修了時給付金 : 本人が支払った費用の50%に相当する額（①との合計）
上限は、通信制の場合 12万5千円、通学又は通学と通信制の併用の場合 25万円
下限は、ともに4千1円
 - ③ 合格時給付金 : 本人が支払った費用の10%に相当する額（①②との合計）
上限は、通信制の場合 15万円、通学又は通学と通信制の併用の場合 30万円
- ※③は、受講修了後2年以内に全科目を合格した場合に支給されるものです。

Q. 受講にかかる費用のすべてが対象になりますか？

対象講座の入学料、授業料、費用に係る消費税が対象になります。

次に掲げる費用は対象となりません。⇒ 受験料、必ず必要としない補助教材費、補講費、各種行事参加にかかる費用、将来現金還付が予定されている費用、交通費。

Q. 支給を受けるために、どんな手続きが必要ですか？

- ① 事前相談
- ② 受講対象講座指定申請
対象講座の受講開始前に行ってください。
- ③ 受講開始時給付金申請
対象講座の受講開始日から起算して 30 日以内に行ってください。
- ④ 受講修了時給付金申請
対象講座の受講修了日から起算して 30 日以内に行ってください。
- ⑤ 合格時給付金申請
受講修了日から起算して 2 年以内に高卒認定試験を全科目合格した場合に、**合格証書**に記載された日付から起算して 40 日以内に行ってください。

Q. 受講対象講座指定申請書に添付する書類は？

申請時に必要な添付書類は、

- ① ひとり親家庭の親 及び その子どもの戸籍謄本 または 抄本※
※児童扶養手当受給者の方は、児童扶養手当証書の写しをもって代えることができます。
- ② 受講を希望する講座の事業者名、講座名、連絡先等がわかるパンフレット等 です。
 - ◎ 受講開始時給付金の申請には、上記①②と「受講対象講座指定通知書」「領収書」が必要です。
 - ◎ 受講修了支援給付金の申請には、「受講対象講座指定通知書」「当該カリキュラムの修了証明書」「領収書」が必要です。
 - ◎ 合格時給付金の申請には、上記①②と「受講対象講座指定通知書」「合格証書の写し」が必要です。

Q. 講座の指定をしないで受講したのですが、支給されますか？

受講する前に受講講座の指定が必要となりますので、給付金の支給対象にはなりません。
給付金の支給を希望される方は事前相談の上、必ず受講開始前に講座の「指定申請」をしてください。

Q. 支給要件に該当しなくなった場合は？

ひとり親家庭でなくなったとき、本市に住所を有しなくなったとき、対象講座を受講しなかったとき、途中で辞めたとき、市税を滞納しているときは、不支給または返還となりますのでご注意ください。

Q. 何度でもこの制度を利用することはできますか？

この制度は、一人につき 1 回しか利用できません。

詳しいことについては
池田市 子ども・健康部 子育て支援課 までお問い合わせください。
Tel 072-754-6525 (直通)